

指定管理者監査報告書

1. 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定により、基山町が行う基山町老人憩の家の指定管理業務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし実施する。

2. 監査の対象

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 施設の名称 | 基山町老人憩の家 |
| (2) 指定管理者の名称 | 社会福祉法人基山町社会福祉協議会 |
| (3) 監査対象課 | 健康福祉課 |

3. 監査の範囲

基山町が社会福祉法人基山町社会福祉協議会と平成28年4月1日に協定書を締結した指定管理施設「基山町老人憩の家」の指定管理に関する事業について指定期間（平成28年4月1日～平成33年3月31日）

4. 監査の期間

平成28年10月26日（水）から10月28日（金）の3日間

5. 監査の方法と項目

指定管理者及び対象課から関係資料、証拠書類等の提出を求めるとともに、指定管理者の責任者等及び対象課の説明を聴取し、次の項目について監査を実施した。

指定管理者（社会福祉法人基山町社会福祉協議会）

- (1) 事業の実施は、協定書等及び提案書のとおり実施されているか。
- (2) 会計処理は、適正に行われているか。
- (3) 利用料金等の収納事務は、適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。
- (5) 利用促進のために努力されているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は、適切に行われているか。

対象課（健康福祉課）

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の選定は関係法令に基づき適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理料の算定等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は、適正に行われているか。
- (6) 業務の履行確認は、実績報告書により行われているか。また、その点検は適切に行われているか。

提出を求め確認を行った資料

- (1) 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（写し）
- (2) 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則（写し）
- (3) 基山町老人憩の家指定管理者募集要領及び仕様書（写し）
- (4) 基山町老人憩の家の指定管理者指定申請書（写し）
- (5) 基山町老人憩の家の管理に関する基本協定書（写し）
- (6) 基山町老人憩の家の管理に関する年度協定書（写し）
- (7) 事業計画書（平成 27 年度、平成 28 年度）（写し）
- (8) 事業報告書（平成 27 年度）（写し）
- (9) 利用料金表等パンフレット
- (10) 基山町老人憩の家職員名簿（担当業務内容を含む）

監査当日に確認した書類

- (1) 健康福祉課
指定管理に関する書類
- (2) 基山町老人憩の家
すべての業務に関する帳簿、関係書類（平成 27 年度、平成 28 年度）

6. 監査の結果

(1) 協定内容等

該 当 施 設	基山町老人憩の家
指定管理の目的	基山町老人憩の家の施設管理について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、効果的、効率的な運営を行うとともに、町民サービスの更なる質の向上を図る。
団 体 の 名 称	社会福祉法人基山町社会福祉協議会
平成 27 年度 指 定 管 理 料	8,779,000 円（消費税及び地方消費税額含む。）
平成 28 年度 指 定 管 理 料	9,103,000 円（消費税及び地方消費税額含む。）
指 定 期 間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）
契 約 方 法 及 び 契 約 日	随意契約（公募型プロポーザル方式による選定） 平成 28 年 4 月 1 日
議 会 議 決 日	平成 27 年 12 月 14 日

(2) 監査の結果

基山町老人憩の家は、高齢者の健康と福祉の増進を図ることを目的として設置、平成23年度から指定管理者制度により管理運営されている。

また、指定管理者は、地域に開かれた「心に元気、体に安らぎ」を体感でき、交流の場を提供できる福祉施設を目指して運営を行うなどの経営方針により管理運営を行っており、利用者も増加している。

監査をした結果、基山町老人憩の家の指定及び管理運営は、おおむね適正に行われていると認められた。

ア. 指定管理者の指定

指定管理者の選定に当たっては、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、審査及び決定の手續きが採られており、適正、公平に行われている。

イ. 管理運営業務

社会福祉法人基山町社会福祉協議会及び健康福祉課は、締結された協定書等に基づき管理運営業務が行われており、また、業務に関する書類の作成状況、出納関係の帳簿等の整備も適切であった。懸案事項等については、その都度双方協議の上、迅速な問題解決等が図られており、スムーズな運営及びサービスの向上に努めている。

7. 意見・指摘

- (1) 指定管理者は、「事業計画書」及び「事業報告書」の作成については協定書等に基づき適正に作成すること。健康福祉課は、自主事業の活動も含めて十分に内容を精査し、今後の施設運営及び指定管理料の算定に生かすこと。
- (2) 高齢者の利用が多いため緊急時の対応マニュアルの作成、職員の事務処理マニュアルの整備を行い、運営業務に取り組むこと。
- (3) 備品台帳については、町購入備品と指定管理者購入備品を区別して早急に整備を行うこと。

8. 要望

- (1) 高齢者の交流の場・安らぎの場となる施設であり、多くの町民が利用している。町民の皆さんが安心・安全に、そして満足して利用できるような施設として、双方情報共有を図りながら、引き続き効果的、効率的な運営に努めていただきたい。
- (2) 利用率（稼働率）のアップは重要な課題であり、新規利用者の掘り起こしや利用者のニーズを的確に把握し、優先的に取り組んでいただきたい。